

◆書評◆

ライラ・アブー＝ルゴド著 鳥山純子・嶺崎寛子訳

『ムスリム女性に救援は必要か』

(書肆心水 2018年 ISBN:978-4-906917-83-9 3600円+税)



山本 沙希

(お茶の水女子大学大学院 人間文化創成科学研究科博士後期課程)

本書(原題 *Do Muslim Women Need Saving?*)は、人類学を専門とし「ムスリム世界の女性とジェンダー政治」を研究対象としてきた原著者が、ムスリム女性の表象に付きまとうステレオタイプと政治との「安易な結びつき」(19頁)を読み解き、ムスリム女性の権利に関する問いを探究した「学問的な『旅』の記録」(15頁)である。本書の問題関心は、2001年の9.11以降、「イスラームに束縛された不自由なムスリム女性」というイメージが女性救済の言説と結びつき、その後の米国主導によるアフガニスタンへの軍事介入に正当性を付与する上で機能したことに対する著者の「危機感」に端を発している。原著は、ムスリム女性をめぐる表象のポリティクスを普遍的人権という概念やフェミニズムとの共犯関係といった複数の権力作用に着目し検討してきた、著者の10年に亘る研究の成果として2013年に出版された。以下では、6章で構成される本書の各章の概要を概観した上で、本書の意義と課題を考察する。

第1章「ムスリム女性に(いまだに)救

援は必要か」では、暴力に苦しむムスリム女性の存在を認めながらも、個別の状況を歴史や政治的背景よりも「文化」及び「伝統」、とりわけイスラームに起因するものと捉える公的言説が流布していることに疑問を投げかける。そして、彼女たちを救済しようという発想は「幻想」であると指摘する。

第2章「新たな常識」は、ムスリム女性の権利のために戦うことを道義的課題と捉える常識が、「虐げられるムスリム女性」を主人公とする「読み捨て三文ノンフィクション」(105頁)の働きによって拡散されてきた背景を示す。ここで著者は、西欧の側の人間がもつ特権的立場は検証されないまま、普遍的人権という「正義」と大衆文学の双方が相乗効果を成し、それが「イスラーム・ランド」(85頁)という架空の世界の支柱となっていると論じる。それにより、複合的な要因が伴う女性の経験は「ムスリム女性」の苦しみという、単一のカテゴリーに置き換えられてしまうと提起する。

第3章「道義的十字軍の認可／権威づけ」では、国際的な規範と文学的な感傷が女性救出という「道義的十字軍」(99頁)に人びとを駆り立てるものとして、普遍的価値という権威作用の効果を指摘する。さらに、強制結婚や虐待といった出来事を文化固有のものとし「抑圧的なムスリム社会」という世界を作り上げることで、西欧との分断がなされ、異質な他者に連帯を示すシンスターフッドが構築されると説明する。

第4章『『名誉犯罪』の誘惑』は、国連やメディアによる「名誉犯罪」というカテゴリー化が糾弾の対象を暴力行為そのものではなく帰属文化や共同体にすり替える上、女性を完全に従属的な存在として不当に評価してしまうリスクが伴うと論じる。そして西欧は暴力から自由であるかのような幻想を抱かせ、そこに内在する暴力や男性性との連関は問題視されないという。

本書の前半はメディアや文学、人権報告書における偏向的な「ムスリム女性」の表象を批判的に取り上げるのに対して、後半の5章と6章は著者のフィールドワークに基づき、中東における女性の権利というアジェンダとその有用性を考察している。第5章『『ムスリム女性の権利』の社会生活』では、エジプトとパレスチナの世俗的な女性権利運動を事例に、女性の権利をめぐる概念や実践が国内外の関心と連動し変化し続けていること、そして利益を生み出すための道具として商業化している側面を示す。他方、個人レベルでは女性の権利という概念に共通理解はなく、ときに矛盾する複数の言語で用いられている状況を明らかにすることで、概念と現実生活とのずれを提示

する。

第6章「権利という領域のただなかに、人類学者として」では、ムスリム・フェミニズムの運動に視点を移し、これらの運動がイスラーム的な解釈に基づくジェンダー平等の推進や家父長制批判を行うものであっても、進化性と変化に富む「普通のムスリム女性」(213頁)の日常とは一定の乖離があると述べる。著者は、女性個人及びその家族の苦しみには「グローバルでナショナルでローカルな格差のダイナミクス」(220頁)が内在している上、親族関係の絆を重んじるムスリム社会の事情を理解する必要があると主張する。

以上、本書の各章の概要と論点を概観した。本書の意義は、「ムスリム女性の権利」概念と救済のレトリックが孕む帝国主義的で「ジェンダー・オリエンタリズム(ムスリム世界を男性支配的で女性に抑圧的なものとみなす見方)」的な様相を第三世界フェミニズムに立脚して検証し、その幻想的基盤を覆した点にある。著者は、ムスリム女性の救済という言説が他者文化の固定化や、自伝的大衆文学、メディア表象、グローバルな政治、近代国家、フェミニズム、人道主義といった様々な要因の絡み合いによって構築されてきたその枠組みを紐解き、リベラルな価値規範がいかにかそれらを擁護する上で機能しているかを示した。それにより、西欧とムスリム社会という二項対立構造を脱構築し、前者の加害者性を喚起することでムスリム女性の救済という幻想の諸相を明らかにしている。

さらに、著者は自身が旧知とする、エジプト農村部に暮らすムスリム女性の複数の

事例を引き合いに、他者との相互行為や関係性の中に位置づけられる個人の姿を示すことで「自律した個人」という道徳的理想と、自立、合意形成、選択という個人主義的な価値基準の有効性に疑義を呈した。それにより、権利という概念が多様な解釈を通じて効果的に利用されている側面を認めつつもその限界を示し、そこに内包される表象の暴力から目を背けさせてしまうポリティクスが働いていることに読者の関心を向けさせている。人類学者として文化の単純な描写を避け、「文化に抗して書く」ことを提唱してきたという著者の姿勢は、個別の事例に基づく差異を承認しながら他者の経験を文化に帰結させないための批判的思考を養わせてくれるだろう。

本書の中でもこうした個別具体的な事例の記述は、女性の多様な経験を一枚岩的に理解し、容易に「弱者」として単純化し得ないという著者の主張に説得力をもたせる。しかし、文化によるカテゴリー化の視点から距離をとり、歴史や政治経済的側面といった構造から対象を見据えるべきという指摘は重要な示唆に富む一方で、実際の支援をいかに個別の多様な方向へ照準を合

わせるかという、更に進んだ次元については個人の経験と照らし合わせた詳しい検討がなされていない。本書で示された事例は、いずれも仕事や結婚生活、親族との関係など様々な苦難に直面するムスリム女性の日常を描き出している。これらの女性が「支援」の射程から外れてしまっているという著者の見解には評者も同意するが、本書の前半で取り上げたような性暴力や名誉犯罪、あらゆる暴力がこれら女性たちの生活でいかに特異あるいは共通のものとして位置づけられているかを改めて示し、支援の在り方を再考することで、本書が目指す「救済」という幻想と現実との接近を図ることがより可能になるのではないだろうか。

とはいえ、ムスリム女性と暴力をめぐる表象の政治利用の過程を救済言説との関わりから解き明かし、他者の経験を単純化することで隠蔽されてしまう権力作用の可視化を試みた本書の意義は大きく、中東のジェンダーに限らず女性のエンパワーメントや開発援助に関心のある読者には特に一読を薦めたい。

(掲載決定日：2019年5月29日)